



熊本県公報

第 1 1 9 3 1 号

平成 22 年 8 月 6 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 1
- 平成22年度熊本港官公庁船だまり浮棧橋(東側)の使用料の
収納事務委託の告示…………… (港湾課) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (交通・くらし安全課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (") 3

公 告

- 第39回採石業務管理者試験の実施…………… (産業支援課) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 4
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画・技術管理課) 4
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (") 5
- 団体営土地改良事業の工事完了公告…………… (") 5
- 国土調査成果の認証…………… (農村整備課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工振興金融課) 5
- 県有財産の売却…………… (管財課) 6
- 知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正
する要項…………… (県政情報文書課) 7

訓 令

- 熊本県災害情報連絡本部規程の一部を改正する訓令
…………… (危機管理・防災消防総室) 9

登 載 依 頼

- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器
の借入に係る落札者の決定…………… (教育政策課) 9
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を
請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部
を改正する規則…………… (警察本部刑事企画課) 10
- 熊本県公安委員会告示第7号(少年指導委員の委嘱)の一部
改正…………… (警察本部少年課) 10

正 誤

- 平成17年4月13日熊本県告示第460号(屋外広告物及び
これを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定)中…………… (都市計画課) 10

告 示

熊本県告示第779号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ライフトレーニング さんぷうか 上益城郡山都町下名 連石582	特定非営利活動法 人 山風華 上益城郡山都町下 名連石582	平成22年 8月1日	4311400065	就労移行支 援

	塚本 春代			
--	-------	--	--	--

熊本県告示第780号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり使用料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
平成22年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）に基づく熊本港官公庁船だまり浮棧橋（東側）に係る使用料の収納事務
- 2 委託の相手方
熊本フェリー株式会社 熊本市新港1丁目2番
- 3 委託期間
平成22年8月1日から平成23年3月31日まで

熊本県告示第781号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成22年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
指定居宅介護支援事業所ふきのとう 熊本市下南部二丁目15番11号	有限会社リビング・ウイル ・サポート	平成22年8月16日

熊本県告示第782号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成22年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンターばあちゃん家 上天草市大矢野町登立14135番地6	株式会社ウエルフェア イフ	平成22年8月1日

熊本県告示第783号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市大川字日平533番11、534番1、535番1、535番2、536番1、536番10、536番11、537番1、537番2、字川平1124番、1128番1、1128番2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第784号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成22年7月30日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。
平成22年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	和風旅館のロシア女将女体盛り（新日本） 母性愛の女 昼間からしたい！（新日本） 熟女 淫らに乱れて（新東宝） アラフォー離婚妻 くわえて失神（オーピー） 熟女調教 発情のめざめ（オーピー） どすけべサラリーマン 開花篇（新東宝） 痴漢温泉 みだら湯覗き旅（オーピー） 異常交尾 よろめく色情臭（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年8月6日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字久米字石上野 1560番3地先から 同所 1560番2地先まで	870.0	地基創改（バイパスの暫定供用）

2 供用を開始する期日 平成22年8月9日

熊本県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年8月6日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	二重峠菊池線	菊池市下河原字鶴ノ田 542番地先から 同市下河原字松島 5544番5地先まで	140.0	地基創改（仮橋）

2 供用を開始する期日 平成22年8月6日

熊本県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年8月6日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	宮地岳本渡線	天草市楠浦町字尾ノ前 6774番1地先から 同市楠浦町字方原 6656番7地先まで	320.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年8月6日

公 告

熊本県公告第445号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、第39回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成22年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 試験を実施する日時
平成22年10月8日（金）
午前10時から正午まで
- 試験を実施する場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館地下大会議室
- 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
(2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 受験願書の受付期間等
平成22年8月6日（金）から平成22年9月24日（金）まで（閉庁日を除く。）。
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。なお、郵送による申込みの場合は、9月24日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 提出書類
(1) 業務管理者試験受験願書
(2) 履歴書
(3) 受験票
(4) 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
(5) 受験手数料
受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により8,000円を納付すること。
- 受験願書の請求先及び提出先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課 資源班
電話 096-333-2322

熊本県公告第446号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇城市小川町住吉字四番割261番1、同261番4、同264番1、同266番1、同278番1、同五番割324番、同327番、同331番、同333番、同335番及び同337番2
19,244.77平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ

熊本県公告第447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営羊角湾周辺二期地区（今田川工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したの

で、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成22年8月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営羊角湾周辺二期地区（今田川工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年8月9日から平成22年9月3日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営羊角湾周辺二期地区（改ノ木工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成22年8月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営羊角湾周辺二期地区（改ノ木工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年8月9日から平成22年9月3日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第449号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成22年8月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	本野（水上村）	平21年1月14日	平成22年3月26日	水上村

熊本県公告第450号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により宇土市、阿蘇郡小国町及び阿蘇郡産山村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成22年8月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
宇土市	平成20年度から平成21年度まで	長浜町・上綱田町・下綱田町の各一部	地籍図及び地籍簿	平成22年7月28日
阿蘇郡小国町	平成19年度から平成21年度まで	大字宮原及び下城の各一部		
阿蘇郡産山村	平成20年度から平成21年度まで	大字産山の一部		
阿蘇郡産山村	平成20年度から平成21年度まで	大字大利及び片俣の各一部		

熊本県公告第451号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届

出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成22年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウンはません店
熊本市田井島一丁目2-1
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

駐車場区分	変更前の収容台数及び位置	変更後の収容台数及び位置
A	425台・店舗正面	(変更なし)
B	56台・店舗南側	(変更なし)
C	411台・店舗北側	(変更なし)
D	398台・店舗裏面	(変更なし)
E	363台・店舗北側	(変更なし)
F	76台・シネマ館ピロティ	(変更なし)
G	664台・北側三角地	718台・変更なし
H	136台・中央病院南側	(変更なし)
I	54台・中央病院西側	0台・従業員用へ転用
収容台数合計	2583台	2583台

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 数 9箇所
位置 建物敷地西側 (計3箇所)
建物敷地北西側
北側三角駐車場 (計2箇所)
中央病院南側 (計2箇所)
中央病院西側

変更後 数 8箇所
位置 建物敷地西側 (計3箇所)
建物敷地北西側
北側三角駐車場 (計2箇所)
中央病院南側 (計2箇所)

- 3 変更する年月日
平成22年9月1日
- 4 変更する理由
防犯上の配慮により敷地から離れた駐車場を従業員用とし、その分の収容台数を店舗に近接する駐車場に確保することで、来客車両の利便性向上を図るため
- 5 届出年月日
平成22年7月23日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
(2) 縦覧期間
平成22年8月6日から平成22年12月6日まで

熊本県公告第452号

県有財産を次のとおり売却する。

平成22年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所在 上益城郡山都町上寺字駄鶴1569番24
地目 宅地
地積 1,380.56平方メートル (実測)
最低売却価格 6,760,000円

- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所
平成22年10月1日（金）午前11時
上益城郡山都町下馬尾265 熊本県上益城地域振興局土木部会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成22年9月24日（金）午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着のこと）
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成22年10月14日（木）午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第453号

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成22年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項
知事が所管する県政情報の公表等に関する要項（平成13年熊本県公告第232号の2）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第2の1（2）関係）

部 局 名	計画等の名称
総務部	熊本県財政再建戦略
	熊本県消防広域化推進計画
	熊本県地域防災計画
	熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画
	熊本県男女共同参画計画
企画振興部	熊本県パートナーシップ指針
	熊本県過疎地域自立促進方針
	熊本県過疎地域自立促進計画
	国土利用計画（熊本県計画）－第四次－
	熊本県土地利用基本計画
	新熊本県土地対策要綱
	第四次水保・昔北地域振興計画
	ふるさと五木村づくり計画
	熊本県総合情報通信高度化計画「くまもとの夢実現ITプラン」
	熊本県文化振興基本方針
健康福祉部	第5次熊本県保健医療計画
	熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画
	熊本県地域福祉支援計画「地域ささえ愛プラン」
	くまもとユニバーサルデザイン振興指針
	熊本県次世代育成支援行動計画
	第2期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画
	熊本県地域ケア体制整備構想
	熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画「くまもと・健やか・長寿プラン」
	くまもと障害者プラン
	第2期熊本県障がい福祉計画
	熊本県健康増進計画（第2次くまもと21ヘルスプラン）
	熊本県食育推進計画
	熊本県感染症予防計画
	環境生活部
熊本県環境基本計画	
第2次地球温暖化防止に向けた県庁率先行動計画	
有明海・八代海再生に向けた熊本県計画	
熊本地域地下水総合保全管理計画	
熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第1期行動計画	
熊本県水資源総合計画	
熊本県水道整備基本構想	
熊本県野生動物植物の多様性保全基本方針	
第10次鳥獣保護事業計画	
熊本県一般廃棄物処理広域化計画	
熊本県廃棄物処理計画	
熊本県産業廃棄物公共関与基本計画	
くまもと食の安全安心のための基本方針	
第2次熊本県食の安全安心推進計画	
第8次熊本県交通安全計画	
熊本県人権教育・啓発基本計画	
商工観光労働部	熊本県工業振興ビジョン
	ようこそくまもと観光立県推進計画
	熊本県労働行政プラン「しごといきいき県民プラン」
	第8次熊本県職業能力開発計画～くまもと元気づくり産業人材育成プラン～
	くまもと国際化総合指針～世界の活力を熊本へ・熊本の活力を世界へ～
農林水産部	熊本県食料・農業・農村計画
	熊本県水産業振興基本構想
	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
	熊本県農業振興地域整備基本方針
	熊本県農山漁村男女共同参画推進プランII
	農村地域工業等導入基本計画
	熊本県野菜振興計画
	熊本県果樹農業振興計画
	熊本県花き振興計画
	熊本県農業農村整備実施計画
地域森林計画	
土木部	熊本県建設産業振興プラン
	熊本CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）基本構想
	熊本県広域道路整備基本計画
	熊本県の道路整備に関する中長期計画
	熊本港港湾計画
	三角港港湾計画
	八代港港湾計画
	熊本県の港湾ビジョン
	熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針
	熊本県景観づくり基本計画
	熊本県建築物耐震改修促進計画
	熊本県住宅マスタープラン

備考 この別表は、県政情報文書課長が各部局等から計画等の状況報告を受けたうえで、年1回改正するものとする。

訓 令

熊本県訓令第44号
熊本県公営企業管理規程第13号
熊本県教育委員会訓令第14号
熊本県警察本部訓令第14号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 管 理 課 出 発 機 関
教 育 課 出 発 機 関
警 察 本 部 出 発 機 関
本 庁 出 発 機 関

熊本県災害情報連絡本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成22年8月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
熊本県教育委員会委員長 熊 本 古 中
熊本県警察本部長 尾 文 克 彦

熊本県災害情報連絡本部規程の一部を改正する訓令
熊本県災害情報連絡本部規程（平成10年熊本県訓令第23号、平成10年熊本県公営
企業管理規程第6号、平成10年熊本県教育委員会訓令第4号、平成10年熊本県警察本
部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
熊本県災害警戒本部規程
第1条中「災害に関する情報連絡活動」を「災害に対する警戒」に、「熊本県災害情報
連絡本部」を「熊本県災害警戒本部」に改める。
第2条第1項中「各号に掲げる」を「各号のいずれかに該当する」に改め、同項第1号
及び第2号中「情報連絡」を「警戒」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「前各号」
を「前2号」に、「、人為的原因」を「若しくは人為的原因」に、「情報連絡」を「警戒」
に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「災害に関する情報連絡」を「災害に対す
る警戒」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
2 前項に定める場合のほか、本部は、県内で震度5弱若しくは震度5強の地震が発生し、
又は気象庁本庁から県内沿岸に津波警報が発表されたときに設置されるものとする。
第4条第4項中「知事公室及び」を削り、第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号
から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則
この訓令は、平成22年8月6日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県教育委員会公告第15号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品
等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び
熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年規則第80号）第11条の
規定に基づき、次のとおり公示する。
平成22年8月6日

熊本県教育長 山 本 隆 生

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入
ア 教育用コンピュータ 229セット
イ サーバ 1セット
ウ その他周辺機器及びソフトウェア
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
平成22年7月16日
- 落札者の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社熊本支店
熊本県熊本市水道町8番6号
- 落札金額（月額）
524,790円（うち消費税及び地方消費税の額24,990円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日

平成22年6月4日

熊本県公安委員会規則第8号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成22年8月6日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年熊本県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
第2条の見出しを「（傍受令状請求権者の指定）」に改め、同条中「（以下「指定司法警察員」という。）」を削り、同条第1号中「生活安全部、」を削る。

附 則

この規則は、平成22年8月6日から施行する。

熊本県公安委員会告示第16号

平成21年4月10日熊本県公安委員会告示第7号の一部を次のように改正し、平成22年8月6日から施行する。
平成22年8月6日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫
2の表中「岩田 穂治」を「本松 裕生」に改める。

正 誤

平成17年4月13日熊本県告示第460号（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
6	10	宇城市	宇城町